# 自動車損害賠償保障法第二十八条の三第一項に規定する準備金の積立て等に関する命令 （平成九年大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省令第一号）

#### 第一条（保険会社の準備金の積立て）

保険会社は、毎事業年度（四月一日から翌年三月三十一日までとする。以下同じ。）末において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額を、自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号。以下「法」という。）第二十八条の三第一項の主務省令で定める準備金として積み立てるものとする。

###### 一

義務積立金

###### 二

調整準備金

###### 三

付加率積立金

###### 四

運用益積立金

#### 第二条（保険会社の準備金の取崩し）

法第二十八条の三第一項の主務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

###### 一

責任保険の収支の改善又は自動車事故被害者の保護の増進に資する自動車事故防止対策、救急医療体制の整備、自動車事故被害者対策、後遺障害認定対策、医療費支払適正化対策その他の対策に要する費用を拠出するため、前条第四号に規定する運用益積立金を取り崩す場合

###### 二

税効果会計（貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等（法人税その他利益又は剰余に関連する金額を課税標準として課される租税をいう。以下同じ。）の金額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期利益若しくは当期剰余又は当期純利益若しくは当期純剰余の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。）を適用する場合において、法人税等の税率の変更による前条第二号に規定する調整準備金、同条第三号に規定する付加率積立金及び同条第四号に規定する運用益積立金の金額に基づき算定される法人税等相当額の減額に伴い、各準備金を取り崩す場合

#### 第三条（組合の準備金の積立て及び取崩し）

前二条の規定は、農業協同組合等に準用する。

##### ２

前二条の規定は、消費生活協同組合等に準用する。

##### ３

前二条の規定は、事業協同組合等に準用する。

##### ４

前三項の規定にかかわらず、責任共済の契約によって共済責任を負う組合（以下「責任共済組合」という。）が当該共済責任の全部を他の組合に再共済する契約を締結している場合は、当該再共済の契約によって再共済責任を負う組合（以下「再共済組合」という。）が、当該再共済の契約を締結した責任共済組合に代わって当該責任共済組合に係る前三項において準用する第一条に規定する準備金を、再共済組合が当該再共済責任の全部を他の組合に再再共済する契約を締結している場合は、当該再再共済の契約によって再再共済責任を負う組合が、当該再再共済の契約を締結した再共済組合及び当該再共済組合と再共済の契約を締結した責任共済組合に代わって当該再共済組合及び当該責任共済組合に係る前三項において準用する第一条に規定する準備金を積み立てることができる。

# 附　則

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際現に責任保険の事業を行っている保険会社が保険業法第百十六条の規定により積み立てている責任保険の契約に係る責任準備金は、法第二十八条の三第一項の準備金として積み立てられたものとみなす。

##### ３

第三条第一項の規定の施行の際現に責任共済の事業を行っている農業協同組合等が農業協同組合法第十一条の十三の規定により積み立てている責任共済、再共済又は再再共済の契約に係る責任準備金は、法第二十八条の三第二項において準用する同条第一項の準備金として積み立てられたものとみなす。

# 附　則（平成一二年三月三一日総理府・大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省令第一号）

この命令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成一二年六月二六日総理府・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省令第一号）

この命令は、平成十二年七月一日から施行する。

# 附　則（平成一七年三月三一日内閣府・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第三号）

この命令は、平成十七年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一九年三月三〇日内閣府・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）

この命令は、平成十九年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二八年一月二九日内閣府・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）

この命令は、平成二十八年四月一日から施行する。